

●産前産後休業期間中も育児休業と同様に保険料が免除されることになりました

保険料の免除期間については、産前産後休業（以下「産休」）期間の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月までになります。平成26年4月30日以降に産休が終了となる方から対象となります。

産休期間とは、出産の日（出産の日が予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間です。

産休中の保険料免除の手続きは、被保険者から産休取得の申出があった場合に、事業主が原則として休業期間中に「産前産後休業取得者申出書」を提出して行います。

〔申出書を提出後、出産日が 出産予定日と異なった場合〕

出産（予定）日より前に「産前産後休業取得者申出書」を提出して、出産日が出産予定日と異なった場合、または産休終了予定日より前に産休を終了した場合は「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出が必要になります。

〔出産後に申出書を提出〕

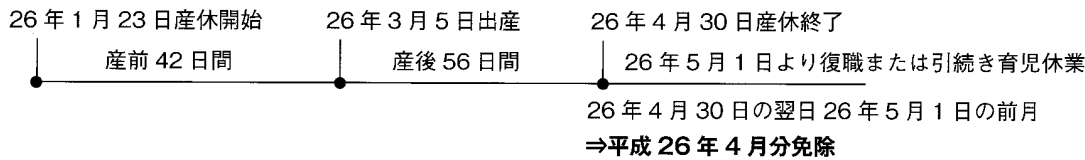
出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出した場合は「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要になります。なお、保険料の免除期間については、産休期間の開始日の属する月からとなります。

〔産休終了後に申出書を提出〕

産休終了後に「産前産後休業取得者申出書」を提出する場合は、遅延の理由書と休業の実態を確認するタイムカード等の写しの添付が必要になります。

保険料免除の例

1. 産前産後休業の終了が平成26年4月30日の場合



2. 産前産後休業の終了が平成26年4月29日以前の場合



●産前産後休業を

終了した際の 標準報酬月額の設定

育児休業等終了時改定と同様に、平成26年4月1日以降に産休が終了し復職する方で、報酬が下がった場合は、産休終了後の3か月間の報酬額をもとに新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

その際、事業主経由で「産前産後休業終了時報酬月額変更届」の提出が必要になります。なお、産休終了後、引続き育児休業に入る方は対象となりません。

随時改定との違い

- ・ 固定的賃金の変動や賃金体系の変更がなくても改定。
- ・ 3か月間に支払基礎日数が17日未満の月があっても改定。（17日以上の方が1月以上必要）
- ・ 標準報酬月額の等級差が1等級で改定。
- ・ 被保険者が申出した場合に改定。

●70歳〜74歳の医療費 自己負担割合について

平成26年4月1日以降に70歳に達する方（昭和19年4月2日以降生まれの方）から、医療費の自己負担割合が2割になりました。なお、昭和19年4月1日生まれまでの方は、引続き特例措置の対象として1割です。また、現役並み所得の方につきましては引続き3割です。